

第2期宮城県教育振興基本計画（中間案）概要

第1章 計画の策定に当たって

◆策定の趣旨

平成22年3月に「宮城県教育振興基本計画」(以下、「第1期計画」という。)を策定後、人口減少と少子高齢化の急速な進行、東日本大震災の発生により、子どもや社会を取り巻く環境が大きく変化していることに加え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会制度の抜本的な改革が行われたことなどから、改めて教育施策の方向性等を示す「第2期宮城県教育振興基本計画」を策定するもの。

◆計画の位置付け

- ・第1期計画の後継計画として、本県教育の目指すべき姿を明らかにするとともに、取り組むべき施策の方向性等を示す計画
- ・教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する計画

◆計画の期間

- ・平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とする10年間
- ・本計画に掲げた目標を着実に推進するため、具体的な施策及び事業を示すアクションプランを別途策定

第2章 本県教育の現状

◆本県教育を取り巻く社会の状況

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 東日本大震災からの復興 | (6) 子どもの貧困率の悪化 |
| (2) 人口減少社会の到来と地方創生の推進 | (7) 家庭環境や地域社会の変化 |
| (3) グローバル化の進展 | (8) 文化芸術・スポーツへの関心の高まり |
| (4) ICT(情報通信技術)の進展 | (9) 国の教育改革の動向 |
| (5) 雇用情勢の動向 | |

◆本県教育の課題

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| (1) いじめ問題への対応 | (9) 文化財の活用の促進 |
| (2) 不登校児童生徒の増加 | (10) 防災体制の確立と次世代への継承 |
| (3) 体力・運動能力の低下 | (11) 教員の資質能力の向上と知識・技能の伝承 |
| (4) 基礎的・基本的な学習内容の定着 | (12) 家庭教育への支援 |
| (5) 英語教育の推進 | (13) 地域の教育力の向上 |
| (6) 教育の情報化の推進 | (14) 県民の学習ニーズをとらえた生涯学習の推進 |
| (7) 幼児教育の推進 | (15) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実 |
| (8) 特別な支援を必要とする児童生徒の増加 | |

◆第1期計画の検証

＜基本方向1：学ぶ力と自立する力の育成＞

- 小・中学生ともに全国学力・学習状況調査の結果が全国平均を下回る傾向、高校生の学習習慣が定着していない。本県独自の学力・学習状況調査の実施と活用、「学力向上に向けた5つの提言」を全ての教員に示すなど、学力向上に向けて取り組んできたが、依然として「確かな学力」の定着に課題が見られる。
- 震災の影響により、多様なニーズに応じた学習機会の確保が課題となっている。

＜基本方向2：豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成＞

- いじめの認知件数や不登校の児童生徒の人数は、震災の影響等も加わり全国平均を上回って増加傾向にあり、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応が喫緊の課題となっている。
- 小・中学生ともに全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が全国平均を下回る傾向が見られており、外遊びや運動する場所の確保など、子どもたちの体力・運動能力の向上に向けた取組が課題となっている。

＜基本方向3：障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進＞

- 仙台圏域を中心とした特別支援学校の狭隘化は未だ大きな課題、「宮城県特別支援教育将来構想」に基づき、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開し、合理的配慮の提供など、新たな取組にも対応していくことが求められている。

＜基本方向4：信頼され魅力ある教育環境づくり＞

- 教員の急激な世代交代が進むことを踏まえ、優れた教員の確保や若手教員への指導力の伝承などが課題となっている。
- 震災後は、被災した学校施設の復旧・再建、被災した児童生徒等に対する就学支援など、引き続き長期的・継続的な取組が求められている。

＜基本方向5：家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり＞

- 震災の影響等もあり、朝食を欠食する児童が増加傾向、スマートフォン等の過度な使用による学習や睡眠、学校生活などの影響も懸念されている。

＜基本方向6：生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進＞

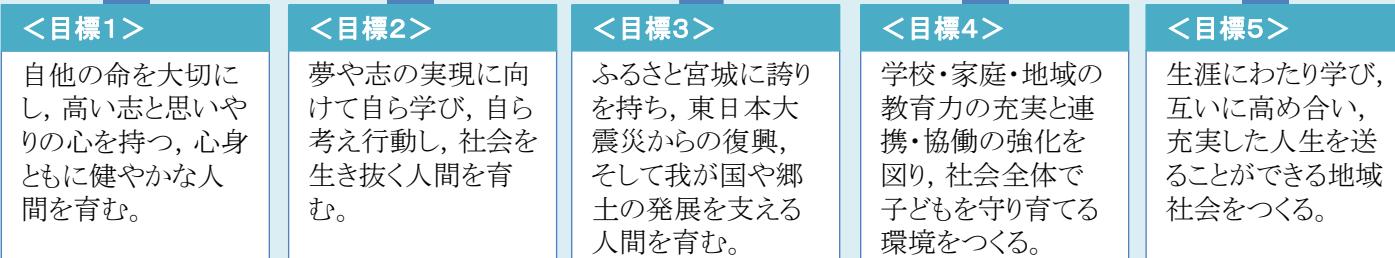
- 震災により生涯学習を取り巻く環境が大きく変化したことから、学習施設の早期復旧をはじめ、生涯学習のための文化・スポーツ面での活動がより充実するための多方面での支援が必要である。

第3章 本県教育の目指す姿

◆目指す姿

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、よりよい未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子どもが育っています。
そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、潤いのある文化を守り育む地域社会が形成されています。

◆計画の目標



第4章 施策の展開 ◆施策の基本方向

＜基本方向1：豊かな人間性と社会性の育成＞

- 生きる力を育む「志教育」の推進
- 思いやりがあり感性豊かな子どもの育成
- いじめ・不登校等への対応、心のケアの充実

＜基本方向2：健やかな体の育成＞

- 健康な体づくりと体力・運動能力の向上
- 食育の推進
- 心身の健康を育む学校保健の充実

＜基本方向3：確かな学力の育成＞

- 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長
- 国際理解教育の推進
- ICT(情報通信技術)教育の推進
- 時代の要請に応えた教育の推進

＜基本方向4：幼児教育の充実＞

- 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進
- 幼児教育の充実のための環境づくり
- 幼児教育の推進に向けた体制づくり

＜基本方向5：多様な個性に対応したきめ細かな教育の推進＞

- 自立と社会参加に向けた切れ目のない支援体制づくり
- 個々の能力を最大限に伸ばす学校づくり
- 共生社会の実現に向けた地域づくり

第5章 計画の推進

◆計画の推進に向けた施策の在り方

- アクションプランの策定及び計画の見直し
- 計画の点検・評価

◆県民総がかりによる教育施策の展開

◆関係機関、関係団体等との連携

- 学校での着実な実践
- 家庭や地域、企業や大学等との連携・協働
- 市町村教育委員会との連携
- 県関係部局との連携